

別表(条例第5条関係)

支援事業	支援事業の内容及び支援額等	支援対象者
(1)進学及び技能習得費支援金	<p>ア 修業期間が、4ヶ月以上2年未満の場合 経費の2分の1 (入学、入所等確定後)</p> <p>イ 修業期間が、2年以上の場合 (月額)2万円 (入学、入所等確定後)</p>	<p>新規学卒就業予定者(ただし、将来、産業を継承し、若しくは新たに経営し、又は作業従事者として就職する目的で関係ある職業課程の高校、4ヶ月以上の各種学校に進学する者に限る。)</p>
(2)短期技術習得費支援金	<p>○ 経営技術習得のため4ヶ月未満の期間で、専門的施設又はそれに準ずる場所で研修を受ける場合で、その費用が2万円を超える場合。 経費の2分の1とし、5万円を上限とする。 (入学、入所等確定後)</p>	<p>新規就業者 Uターン等就業者 産業就業者</p>
(3)就業技術習得支援金	<p>○ 新規就業するための技術習得について、村内の産業従事者及び産業団体等へ一時的に従事する場合に、従事した日から2年間に限り、単身者の場合は月額10万円を、同居の扶養親族がいる場合は月額15万円を支援。 (従事した月の翌月末)</p>	<p>新規就業者 Uターン等就業者</p>
(4)住宅等の新、増、改築及び取得費支援金	<p>○ 住宅の新、増、改築経費及び取得費の2分の1を支援。 100万円を上限とする。 ア 住宅を新築した場合 (完成後)</p>	<p>新規就業者 Uターン等就業者 産業就業者</p>

	<p>イ 7.29 m²以上の室を含む増築をした場合。</p> <p style="text-align: center;">(完成後)</p> <p>ウ住宅が老朽のため改築をした場合。</p> <p style="text-align: center;">(完成後)</p> <p>エ住宅を取得した場合。(アを除く)</p> <p style="text-align: center;">(取得後)</p> <p>ただし、浄化槽設置に伴う内部改修工事にかかる費用は除く。</p> <p>○農機具、漁具保管倉庫の新、増、改築経費及び取得費の2分の1を支援。</p> <p>100万円を上限とする。</p> <p>ア農機具、漁具保管倉庫を新築した場合。</p> <p style="text-align: center;">(完成後)</p> <p>イ 9.93 m²以上の増築をした場合</p> <p style="text-align: center;">(完成後)</p> <p>ウ農機具、漁具保管倉庫が老朽のため改築をした場合。</p> <p style="text-align: center;">(完成後)</p> <p>エ農機具、漁具保管倉庫を取得した場合(ア)を除く。</p> <p style="text-align: center;">(完成後)</p>	
<p>(5)家賃対策支援金</p>	<p>○村内の借家等に居住する場合、当該家賃の2分の1を支援。</p> <p>ただし最高2万円を上限、支援期間は就業後3年間とし、農業・漁業の就業研修者については、2年間とする。</p> <p style="text-align: center;">(6ヶ月毎、年2回支払)</p> <p>1ヶ月に満たない月は円単位までの日割り計算とする。</p>	<p>新規就業者 Uターン等就業者 農業・漁業就業研修者</p>

(6) 農機具購入費支援金	○経営の合理化等を図るため、農機具を購入した場合、購入費の2分の1を支援、100万円が上限。 (車両は除く) (購入後)	新規就業者(農業) Uターン等就業者 (農業) 産業就業者(農業)
(7) 漁船の買船及び新造船建造費支援金	○経営の合理化等を図るため、動力漁船の買船及び新造船の建造をした場合購入費の2分の1支援、100万円を上限とする。 (磯船の中古船は除く) (完成後)	新規就業者(漁業) Uターン等就業者 (漁業) 産業就業者(漁業)
(8) 店舗等建設費支援金	○経営の合理化等を図るため、店舗等を新築又は増改築した場合。費用の2分の1支援、100万円を上限とする。 (新築の場合は、費用が200万円以上の店舗等) (完成後) ただし、浄化槽設置に伴う内部改修工事にかかる費用は除く。	新規就業者 (商工業・観光業) Uターン等就業者 (商工業・観光業) 産業就業者 (商工業・観光業)
(9) 免許取得費支援金	○経営のため必要な次の免許を取得した場合。 (ア)大型特殊免許を取得した場合。5万円 (取得後) (イ)けん引免許を取得した場合。7万円 (取得後) (ウ)小型船舶操縦士免許取得の場合。7万円 (取得後) (エ)無線士免許取得の場合。3万円 (取得後)	新規就業者(農業) Uターン等就業者 (農業) 産業就業者(農業) 新規就業者(漁業) Uターン等就業者 (漁業) 産業就業者(漁業)
(10) 新規就業用用地等賃借料支援金	用地等の賃借料の2分の1を支援。ただし、5万円を上限とし、支援期間は、新規就業から5年間とする。 (毎年、支払後1ヶ月以内)	新規就業者

(1 1) 新規就業用 用地取得 費支援金	<p>用地の取得費の2分の1を支援。 ただし、50万円を上限とし、生涯にわたり1回限りであり、新規就業から5年以内に取得したものに 限る。</p> <p style="text-align: right;">(取得後)</p>	新規就業者
(1 2) 新規就業用 設備及び 備品、資 機材等購 入支援金	<p>新規就業に要する設備及び備品、 資機材の購入費用に対し2分の1 を支援。ただし、新規就業から5 年以内に取得したもので、通算1 00万円を限度とし、(6)(7) の支援事業に該当するものは除 く。</p> <p style="text-align: right;">(購入後)</p>	新規就業者
(1 3) 新 規就業者 等受入指 導者等支 援金	<p>新規就業予定者及び新規就業者を 研修先として受け入れ、指導する 村内の産業従事者等に対し月額3 万円を支援。ただし、支援期間は、 就業研修については2年、就業後 については、新規就業から2年を 限度とし、村長が適当と認めた者 及び産業団体等。</p> <p style="text-align: center;">(6ヶ月毎、年2回支払い)</p> <p>1ヶ月に満たない月は円単位まで の日割り計算とする。</p>	村内の産業従事者 及び産業団体等
(1 4) 農 業体験実 習支援金	<p>農業体験実習を希望する者に月額 3万円と実習1日につき3,00 0円を加算し、支援する。(加算分 の支援額については、月額3万円 を上限とする。)ただし、支援期 間は1ヶ月以上1年以内とする。 (毎月、実習月の翌月末)1ヶ月 に満たない月は円単位までの日割 り計算とする。</p>	農業体験実習者

<p>(15) 農業・漁業就業研修者支援金</p>	<p>農業・漁業の就業研修者に対し、次の支援をする。</p> <p>(ア) 単身者の場合月額4万円</p> <p>(イ) 同居の扶養親族がいる場合9万円</p> <p>また、(ア)(イ)の金額に研修1日につき4,000円を加算し、支援する。(加算の支援額については、月額6万円を限度とする。)ただし、支援期間は1年以上2年以内とする。</p> <p>(毎月支払月の翌月末)</p> <p>1ヶ月に満たない月は円単位までの日割り計算とする。</p>	<p>農業・漁業就業研修者</p>
<p>(16) その他村長が特に必要と認めた場合</p>	<p>1件5万円の範囲内 (決定後)</p>	